

診療報酬の名称	記載すべき事項
医療情報取得加算	・電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っていること
医療DX推進体制整備加算 在宅医療DX情報活用加算	・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っていること(次のア～ウの内容を掲示) ア. 診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること イ. マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること ウ. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること
明細書発行体制等加算	・詳細な明細書を患者に無償で交付していること
一般名処方加算	・一般的名称を記載する処方箋を交付する場合に一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること
外来後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいること ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること
地域包括診療加算	・健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。 ・介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応すること ・患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応が可能であること
★機能強化加算	・患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと ・専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること ・保健・福祉サービスに関する相談に応じること ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できること
★情報通信機器を用いた 初診・再診	・情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと